

EU競争法の域外適用における 規制アプローチの発展

王 威 駟

はじめに

- 1 EU (EC) における効果理論をめぐる初期の論争
 - (1) 効果理論に対する批判
 - (2) 「域外適用」と「拡張した属地主義」
- 2 Dyestuff 事件と「経済的一体化理論」
 - (1) 事件の概要
 - (2) Mayras 法務官の意見
 - (3) ECJ の判決
 - (4) 本件をめぐる検討
- 3 Woodpulp 事件と「実行理論」
 - (1) 事件の概要
 - (2) Darmon 法務官の意見
 - (3) ECJ の判決
 - (4) 本件をめぐる検討
 - (5) Woodpulp 事件と国際礼讓
- 4 Gencor 事件：CFI による効果理論のはじめての適用
 - (1) 事件の概要
 - (2) CFI の判決
 - (3) Gencor 事件の効果理論適用をめぐる検討
 - (4) Gencor 事件と国際礼讓
- 5 InnoLux 事件：制裁金算定と効果理論

- (1) 事件の概要
 - (2) 争点の由来：制裁金の確定と3つの販売カテゴリ
 - i 2006年制裁金ガイドライン
 - ii 欧州委員会の液晶パネルカルテル事件決定における3つの販売カテゴリ
 - (3) InnoLux 社の上告
 - (4) Wathelet 法務官の意見
 - (5) ECJ の判決
 - (6) InnoLux 事件と効果理論
- 6 Intel 事件：効果理論を表舞台に
- (1) 本件の概要
 - (2) GC の管轄権根拠に関する判示
 - (3) Wahl 法務官の意見
 - (4) ECJ の管轄権根拠に関する判示
 - (5) Intel 事件判決の域外適用部分をめぐる検討
- おわりに

はじめに

取引のグローバル化につれて、国際カルテル等の国境を越えた反競争行為が多発しているとみられる。これに伴い、各法域がいかにこれら国際的反競争行為を規制するか（すなわち、競争法の域外適用のあり方）がより注目されるようになっている。

EUは、当初、国際法上の配慮と加盟国の強い反発を考慮し、競争法の領域においてアメリカ由来の効果理論を極力避け、属地主義に基づいたアプローチ（すなわち、経済的一体性理論と実行理論）を域外反競争行為に適用してきたとされている。しかし、効果理論が世界の各主要法域に受け入れられ、また国際的反競争行為の態様が複雑化し多発するにつれて、EUも漸次的に属地主義から効果理論に転換していると指摘される⁽¹⁾。そして、欧州司法裁判所（European Court of Justice、以下、ECJという。）は2017年9月

の Intel 事件判決⁽²⁾で最終的に効果理論を認めたと評価されている⁽³⁾。

本稿は、いくつかの重要な事件を踏まえて EU 競争法の域外適用規制アプローチの発展の経緯を再検討しながら、各段階における EU の効果理論に対する態度等を整理する。最後に、2017年の欧州司法裁判所の Intel 事件判決における域外適用に関する判示を検討し、EU 競争法域外適用アプローチの最新の展開とその意義に触れたい。

なお、本稿において、ローマ条約を EC 条約と呼ぶことがあり、リスボン条約発効前の EU 競争法を EC 競争法と呼ぶ。

1 EU (EC) における効果理論をめぐる初期の論争

(1) 効果理論に対する批判

アメリカ由来の効果理論 (effects doctrine、反競争行為の効果が自法域に及ぼしかつその効果が意図的なものであれば自国競争法は当該行為を規制することができる理論、効果主義ともいう。) は20世紀50—60年代頃、EU (当時の欧州共同体・EC) において、過度な域外適用をもたらす恐れがあり、かつ国際法上の管轄権原理に合致しないため、国際公法上正当化できないと批判されていた。

それに対し、当時の EC 条約 (現在の欧州機能条約・TFEU) の文言と目的に効果理論の採用を拒む表現と意図がなく、直接かつ予見可能な効果ある場合、EC 競争法を域外適用できると主張する説も存在していた。

たとえば、M. Robert Kruithof 教授は、EC 競争法 (当時のローマ条約 85・86条、現在の TFEU101・102条) の条文には、競争法の適用範囲を欧州共同市場の領域に限定する内容が存在していないと指摘した⁽⁴⁾。また、当時のローマ条約の基本目的 (たとえば、共同市場における取引の自由を公的・私的阻害から保護すること) から見れば、ローマ条約は「共同体内に設立した企業もしくは他法域の企業を問わず、すべての共同市場の競争を制限する行為に適用できる」⁽⁵⁾ ものであるとされている。

そして、常設国際司法裁判所（Permanent Court of International Justice、以下 PCIJ という。）の Lotus 事件判決に確立された主権残余の原理によれば、国家はその領域外の人や現象についてその立法管轄権を及ぼす自由をもつとされ、この自由は国際法上特別の禁止規範のある場合に限りて制限された。

Lotus 事件により示された立法管轄権の自由の法理に基づき、欧州委員会（the European Commission）は1964年の「共同体活動に関する一般報告書」⁽⁷⁾、1965年の「共同体活動に関する一般報告書」⁽⁸⁾、1977年の「競争政策に関する第6次報告書」⁽⁹⁾などにおいて、欧州競争法は効果理論に基づき、反競争行為が欧州共同市場に及ぼした反競争行為を内外人の無差別待遇の原則の下で規制することができる⁽¹⁰⁾と主張し続けていた。

しかし、従来から国際法に遵守することを重視する立場からは、Lotus 事件判決が国家に対して域外の行為について管轄権を行使するかどうかの「広範な裁量」は認められるが、国際司法裁判所（International Court of Justice、以下 ICJ という。）の他の2つの事件判決、すなわち、Nottebohm 事件判決⁽¹¹⁾と Barcelona Traction 事件判決⁽¹²⁾により示された「実効な結合」と「真正な関連」法理を考慮し、その「広範な裁量」の範囲を限定しなければ⁽¹³⁾ならないことが指摘されている。

Nottebohm 事件は、リヒテンシュタインに帰化したドイツ人 Nottebohm 氏が二次大戦中、グアテマラによりドイツ国籍の敵国人として逮捕、財産の没収を受けたことに関し、リヒテンシュタインの国籍許与と外交保護権の行使をめぐり、同国とグアテマラが国際司法裁判所で争った事件である。本件判決は、国籍付与の権限がたしかに各国自身にあると認めながら、国籍付与が国際法上の効果があるため付与された者と国籍を付与する国の間に「実効な結合（effective link）」がなければ、その付与を他国と対抗することができないと⁽¹⁴⁾判示した。

Barcelona Traction 事件に、ベルギー国民が大部分の株式を有するカナ

ダ法人 Barcelona Traction 社のスペインで電力関連事業を行っていた複数の子会社が、1948年に社債利息未払いの理由のためスペイン裁判所により破産と宣告され、財産が差押されて売却された。これに対し、ベルギーがスペインを相手として損害賠償を求めて国際司法裁判所に提訴した事件である。本件判決は、外交保護を提供するために、保護された側と保護を提供する国の間に「真正な連関」(genuine connection) が存在しなければならないと示し、「真正な連関」の存在を検証するテストは様々だが(会社所在地、会社登録地、本拠地、管理・コントロール中心地等)、外交保護を提供するためには「真正な連関」の存在を示すことが重要であるとした⁽¹⁵⁾。

上記両事件の判決から見ると、国は域外管轄権を行使しようとする対象の間に「実効な結合」または「真正な連関」があってはじめて域外管轄権を行使できるとされている⁽¹⁶⁾。

他法域の反競争行為の効果を自法域に及ぼすことは果たして「真正な連関」と評価できるか否かについて、少なくとも当時のEUの国際法学者・裁判官から見れば否定的であったと見られる。否定論の代表として、F. A. Mann 教授は、「効果」が意図的なものであっても、それとも単に予見可能なものもしくは予見できないものであっても、輸入国の行為を取り締まるための管轄権根拠になるのは足りず、国際公法の視点からみれば効果理論を正当化させることができないという批判を示している⁽¹⁷⁾。

また、効果理論(意図と効果があれば管轄権を有することが認められる)を「客観的属地主義」(少なくとも行為の一部は自法域に発生しなければならない)と類似するものとみなし、刑事事件に適用する客観的属地主義アプローチを競争法領域に類推適用して効果理論を正当化させることができると主張もなされている⁽¹⁸⁾。すなわち、刑事法と競争法がともに公法であり、両方の域外適用は国家または超国家組織(たとえば、EU)による主権行使である。そのため、競争法の域外適用の場合、競争行為の結果を「真正な連関」とし、刑事法の基準に照らして客観的属地主義を適用すればよいとい

(19)
う。

それに対し、刑事法と競争法の間には本質的な違いがあると指摘されている。すなわち、Lotus 事件判決にはたしかに、域外で始まった犯罪の「結果」(effect) 地がその犯罪行為を規制できない国際法上のルールがまったくないと示した⁽²⁰⁾が、一般的に、犯罪の「結果」(effect) は犯罪行為の一部であり、直接的かつ物理的に感じられる(たとえば、国境の一侧から向こう側にいる人に銃を撃つ場合⁽²¹⁾) ものであるとされていた。その反面、国際カルテルなどの反競争行為の効果(effect) は、行為の直接的かつ物理的に感じられる結果と解されにくいと指摘されていた⁽²²⁾。

Mann も、効果理論の効果(effect) は、Lotus 事件判決にも言及した犯罪の「結果」(effect) との間に、何らかの共同点もないと指摘した。すなわち、反競争行為の効果は、経済的または社会的な効果であり、遠隔的、間接的かつ付随的(too remote, too indirect, too incidental)⁽²⁴⁾なものであるため、「真正な連関」として認められるためには足りない⁽²⁵⁾とされていた。したがって、刑事事件に適用できる客観的属地主義アプローチを競争法事件に類推適用するアプローチは当時の欧州において広く認められなかったと考えられる⁽²⁶⁾。

(2) 「域外適用」と「属地主義の拡張」

以上のように、当時の EC から見れば、効果理論に基づいたアメリカ反トラスト法の域外適用は国際法上論争的なものであり、EC (とのちの EU) はできるだけこの理論を適用しないようにしてきた⁽²⁷⁾。その代わりに、EC・EU は、属地主義に基づいた管轄権アプローチにより欧州共同市場内の競争を損害する他法域の反競争行為を規制する傾向が見られる。

Joanne Scott 教授は、このようなアプローチを「属地主義の拡張(territorial extension)」と名付け、「域外適用(extraterritorial application)」と区別している。

すなわち、域外適用は属地的な連結以外の要素を根拠として発動したものであるが、それに対して、属地主義の拡張は属地的な連結の存在（これを「引き金、trigger」と呼んでいる）に基づき、自法域外の行為や環境（conduct or circumstances abroad）を考慮に入れて発動するものであるとされている。また、属地主義の拡張を発動する際に、その法規制が国際的な基準（international standards）を満たしているか否か（すなわち、国際的に受け入れられているか否か）を考慮しなければならないとされている。もし国際的な基準がまだ形成されておらず、もしくは受け入れた国がまだ少ないであれば、EUは通常、属地主義の拡張の発動を控えるとされている⁽²⁸⁾。

Scott教授はさらに、EUの効果理論を含むアメリカの域外適用に対する批判の主たる原因は、アメリカの域外適用に国際公法上の根拠がない場合が多く存在したからであるとした。Scott教授によれば、アメリカの域外適用は主に自身の目標を達成するための手段であるという⁽²⁹⁾。

それに対し、EUの「属地主義の拡張」は属地主義という国際法上広く認められている基準に基づいたものであるため、国際法に合致するものであり、国際法上の管轄権衝突も起こすものではないと指摘している⁽³⁰⁾。

「属地主義の拡張」という考え方の中では、EU領域外当事者・行為関連の事件において、EUの司法当局も極力効果理論を避けて「属地主義の拡張」のアプローチにより他法域で行われた反競争行為を規制してきた⁽³¹⁾。

2 Dyestuff事件と「経済的一体化理論」

競争法領域においてEUのその姿勢を代表する最初の典型的な事件は、1972年のDyestuff事件であると考えられる⁽³²⁾。

前述のように、Dyestuff事件以前に、欧州委員会は司法当局の立場と反し、最初から効果理論を受け入れるべきとしている。実務においても、1964年、欧州委員会はGrossfillex-Fillistorf事件決定で「競争法の地域に関する視点は企業住所や…協定の締結地または実行地にはない」と主張したこと⁽³³⁾

がある。

判例においては、1971年の Béguelin 事件⁽³⁴⁾で欧州司法裁判所は日本事業者と共同体域内事業者との間の排他的販売協定に対し、「協定は共同市場に効力のあるため、協定参加者の一方は第三国企業である事実が（ローマ条約85条）の適用を妨げることができないとした。これを効果理論に対する支持を示したものであるとして認識できるかもしれないと指摘されたが、この判示は単に傍論（obiter dictum）に過ぎず、かつ本件では協定参加者の一社は共同体内企業のため、効果理論を管轄権根拠として本件を規制する必要はなく、本件を ECJ が効果理論を認める裁判例として認識することができないと指摘されている⁽³⁵⁾。

欧州司法裁判所が最初に自身の競争法の域外適用のアプローチに対する考え方を示したのは、1972年の Dyestuff 事件（染料カルテル事件）であると考えられる。

（1）事件の概要

Dyestuff 事件では、当時の欧州共同体域内にある 6 社と共同体外にある 4 社は染料価格を 3 回にわたって同時に引き上げた。親会社が非 EC 加盟国のスイスで共同体内の染料価格を同時に引き上げることを合意した後、実際の引き上げ行為（流通など）は各社の EC 領域内の子会社により行われた。

欧州委員会は、共謀各社の行為は当時の EC 条約85条違反として、各社（親会社のみ）に制裁金を課した。本件の管轄権根拠について、委員会は効果理論のアプローチをとり、共謀各社の所在国を問わず、当時の EC 条約85条により共同体内の競争に反競争効果を及ぼしたすべてのカルテルを規制できると認定した⁽³⁷⁾。

これを不服としたイギリス ICI 社（Imperial Chemical Industries Ltd）は、欧州司法裁判所に提訴した。ICI 社は、欧州委員会が非 EC 加盟国の企業に対して管轄権がなく、委員会の決定が国際法に反すると主張した。

一方、欧州委員会は、まず、違反者たちの共同体内の子会社の行為を親会社に帰属させることができると主張した（いわゆる経済的一体化理論、the economic entity doctrine、単一経済体理論、single economic entityともいう）。それに加えて、委員会は、他法域企業の行為の共同体内の競争に対する効果を管轄権根拠として認識するのもあり得ると主張した。

（２）Mayras 法務官の意見

Dyestuff 事件において、Mayras 法務官⁽³⁸⁾（Advocate General）は、委員会の「経済的一体化」理論が説得力の欠ける論理とし、効果理論が適切な管轄権根拠であると主張した⁽³⁹⁾。Mayras 法務官は国際カルテルを規制する際に、EC が一つの国のような権能を有している（“the Community has quite as much power as a State”）とし、さらに、国際公法に合致するためには域外の行為による域内に及ぼす効果が単なる域外の経済的メカニズムにより起こした効果では足りず、直接的かつ即時的（direct and immediate）、実質的（substantial）かつ合理的に予見可能的（reasonably foreseeable）なものでなければならないと述べた⁽⁴⁰⁾。

（３）ECJ の判決

欧州委員会と Mayras 法務官は効果理論を支持していたことに対し、当時 EC 加盟国ではないイギリスは、効果理論の適用に反対する旨の覚書（Aide Memories）を委員会に渡した。しかし、ECJ は判決でイギリス政府の覚書を取り上げなかった⁽⁴¹⁾。

判決において、ECJ は、「効果」に言及し、「共同行為がある以上、まず確認すべきなのは当事者の行為が共同市場に効果があるか否かである。本件事実から見れば、価格の引き上げは共同市場と製造業者の間の競争に効果がある。したがって、本件制裁金対象となる行為は直接に共同体に実行されたのである⁽⁴²⁾」と述べた。しかし、ECJ は効果を管轄権を根拠としてではなく、

単に反競争行為の「帰責性 (liability)」の要件として認定した。ECJ は、「共同体内の子会社に対する支配力を運用することにより、上告人 (ICI 社) が自身の決定を共同市場に実行させることを確保できる (“able to ensure that its decision was implemented”)⁽⁴³⁾」と判示した。

さらに、ICI の価格引き上げ行為が子会社によるものである主張に対し、ECJ は親会社が子会社を支配していたことを示すいくつかの要素 (子会社の運営に決定的な影響を与えることができること、子会社の大多数の株式を有すること等) を列挙し、子会社の法人格を否定した。ECJ は、「子会社が独立した法人格を有することという事実によりその行為を親会社に帰属させる可能性を排除するのは足りない⁽⁴⁴⁾」とし、ICI の子会社が単一親会社の拡張であるとし、親会社と子会社は経済的一体性であると認定した。したがって、EC 領域外の親会社 (本件の場合、ICI 社) に対しても管轄権を行使できると判断した。

(4) 本件をめぐる検討

まず注意すべきなのは、本件に対し、Mayras 法務官は、Alcoa 判決に要求する「意図」の存在を必要とせず、その代わりに「直接的かつ即時的、実質的、合理的に予定可能的」効果の存在を必要としていた⁽⁴⁵⁾。すなわち、「直接的、即時的、実質的かつ予見可能的な効果」は、前述した「真正な連関」に該当するものであると考えられる⁽⁴⁶⁾。したがって、Mayras 法務官が賛同している効果理論は、当時アメリカで一部の学者に提唱されたいわゆる制限された効果理論 (qualified effects test) に基づいたものであり、米国 Alcoa 事件判決の「意図+効果」を要件とする効果理論の進化したものである⁽⁴⁷⁾と考えられる。

にもかかわらず、ECJ は効果理論を適用せずに、子会社の行為を親会社に帰属させるアプローチにより EC 競争法が本件を規制できるとした。ECJ のこの考え方は、「経済的一体化理論」(single enterprise doctrine) とされ

ている。なお、同理論は、親会社の域外における共謀について域内の子会社は責任を負うという特徴から、「帰責理論」(liability doctrine) または「行為帰責理論」と呼ばれることもある⁽⁴⁸⁾。

ECJ は行為帰属理論または経済的一体化理論というアプローチを適用することにより、効果理論の適用による可能な管轄権衝突を回避したと評価されている⁽⁴⁹⁾。しかし、注意すべきなのは、行為帰属理論または経済的一体性理論の下では、EC 領域外の親会社と EC 領域内の子会社の間に指示、または支配する関係が存するだけで管轄権の存在を認める。それを比べると、むしろ「直接的、実際の、合理的に予見可能な」効果の存在を要する制限された効果理論では管轄権を制限でき、結果的に各国の管轄権の衝突を経済的一体化理論よりも回避できると指摘されている⁽⁵⁰⁾。

たしかに、Dyestuff 事件において当時の EC から見れば国際公法と合致しない効果理論は採用されなかった。しかし、多くはないが、行為帰属理論または経済的一体性理論も国際法上正当化できないとする批判も存在する。その代表的は、Mann 教授の意見である。Mann 教授は、効果理論を適用しないことにより管轄権衝突を回避したことを高く評価した一方、厳格な属地主義と1971年 ICJ の *Concerning Legal Consequences for States of the Continued Presence of South Africa in South West Africa* 事件に対する顧問意見において言及された国際組織の規約が非加盟国に拘束力がない法理を根拠として、非 EC 加盟国のイギリスは EC 条約85条に拘束されるものではないと指摘し、ECJ の ICI 子会社の独立法人格を否定する根拠が足りず、行為帰属理論または経済的一体性理論の適用により子会社の行為が無限に親会社に帰属され、世界中に不安をもたらすと批判した⁽⁵³⁾。

また、Steindorff 教授も子会社の行為を容易に親会社に帰属させることは不適切であると指摘した⁽⁵⁴⁾。

Mann らの批判は国際公法に着目したものであり、競争法の特殊事情（たとえば厳格的な属地主義の下では国際カルテルを規制することが難しくなる

こと等)などを重視していなかったため、これらの批判が存在するにもかかわらず、ECJはその後のいくつかの事件(たとえば、Continental Can 事件⁽⁵⁵⁾と Commercial Solvents 事件⁽⁵⁶⁾)で経済的一体化理論が適用された。

3 Woodpulp 事件と「実行理論」

経済的一体化理論が Dyestuff 事件により確立されたものの、その限界も明らかである。すなわち、域外で EU に影響を及ぼした反競争行為を行った事業者が EU 領域内に子会社等がなく、もしくは子会社によらず行為を遂行した場合、経済的一体化理論では当該反競争行為を規制できない。そのため、Dyestuff 事件後でも、効果理論を適用すべきという主張も消えなかった。

Dyestuff 事件判決の約10年後の1982年に、米外国取引反トラスト改善法 (Foreign Trade Antitrust Improvements Act、以下 FTAIA 法という。)は「直接的、実質的かつ合理的に予見可能な効果」(制限された効果理論)を要件として明文化した。しかし、経済的一体化理論の限界を踏まえた Woodpulp 事件判決は、ECJ が FTAIA 法の制限された効果理論によらず、⁽⁵⁷⁾ 属地主義の拡張の思想の下で「実行 (implementation)」行為の共同市場内の存否を管轄権発動の根拠として本件を規制した。

(1) 事件の概要

Woodpulp 事件では、EC 領域外のウッドパルプ製造業者41社と2つの事業者団体 (EC 市場の約60%のウッドパルプ売上を占める) は共謀して EC に販売するウッドパルプの価格を上げた。欧州委員会は当該行為を EC 条約85条(1)項違反とし、違反行為者の中の大多数に制裁金を課した。

本件の域外適用根拠について、委員会は価格を引き上げる協定の欧州共同市場に及ぼした効果は実際的かつ意図的 (“not only substantial but intended”) なものであり、協定とその実行 (“agreements and practices”) の主要的かつ直接的な結果 (“primary and direct result”) であると認定

し、効果理論を管轄権根拠とした。

委員会の決定に不服がある事業者は、ECJ に提訴した。

（２）Darmon 法務官の意見

本件に対し、Darmon 法務官は Dyestuff 事件の Mayras 法務官と同じ、制限された効果理論を適用すべきであると主張した。⁽⁵⁸⁾ Darmon 法務官から見れば、制限された効果理論は国際公法の原則に反するものではなく、国際礼让等を理由として同理論の適用を拒否する必要もない。Darmon 法務官はさらに、厳格的な属地主義が国際取引関連事件を解決することができず、現代社会に合わない⁽⁵⁹⁾と述べた。

（３）ECJ の判決

ECJ は、具体的に言えば、ECJ は、客観的属地主義を援用して共同行為の反競争効果が EC 領域内にあることが、**2**つの要素、すなわち、①合意等の形成と②その実行に構成されていると判示した。ECJ は、反競争行為が EC 域内に起源する（originated）ことのみが管轄権の根拠になりうるという理解を否定し、反競争行為に対して管轄権根拠となる決定的な要素（decisive factor）は「実行（implement）」地であるとし、反競争行為の実行地が EC 域内であれば EC が反競争行為を規制することができる⁽⁶⁰⁾と判示した。

（４）本件をめぐる検討

Woodpulp 事件では、委員会の効果理論に基づいた管轄権の根拠が受け入れられておらず、行為の実行が EC 域内でなされることは管轄権の根拠になったと認識⁽⁶¹⁾されていた。ECJ 判決のこの「実行」地を重視するアプローチは「実行理論（implementation doctrine、実施理論ともいう）」と呼ばれる。

注意すべきなのは、欧州委員会は効果の存在を重視しながら、流通が直接

に EC 域内の購買者で行うことと販売行為が EC 域内の購買者で行うことを重視し (“directly to buyers in the EEC or sales made in the EEC”)、行為が EC 域内で実行されることも要件としたことである。⁽⁶²⁾ 行為の実行が EC 域内でなされることが要件とされた理由は、Dyestuff 事件の帰属理論を採用しなかったためであると解されている。⁽⁶³⁾ しかし、本件は Dyestuff 事件と違い、当事者各社が EC 域内に子会社がなく、もしくは実質的な支配力がなかったと指摘されていた。⁽⁶⁴⁾

もう一つの重要なところは、ECJ の Woodpulp 判決は、効果理論を否定するものではないということである。ECJ は確かに欧州委員会が適用した効果理論のテストを適用しなかったが、EC 領域内の競争を制限する意図または EC 領域内の競争に直接的な効果を及ぼした効果と EC 領域内の実行行為を要求し、効果管轄権分析に関係あることを認めたと考えられる。⁽⁶⁵⁾

ECJ は、国際法とイギリスの抗議に配慮して「効果理論」の適用を回避した。「実行理論」は、効果ではなく EC にいる購買者と直接的に関係することを重視するため、Alcoa 判決の効果理論と米国1982年の FTAIA 法に明文化された制限された効果理論に基づいた管轄権行使より範囲が狭いと認識されている。⁽⁶⁶⁾ しかし、Woodpulp 判決は、客観的属地主義の名のもとに実質的に以前より広い管轄権（域外適用）を認めるものであり、実質上、米 FTAIA 法の制限された効果理論を適用する場合とほぼ同様の結論をもたらすことになるとも指摘されている。⁽⁶⁷⁾ また、「実行理論」が実質的に効果理論と似ていること及び属地的関連を要することをとらえ、「実行理論」は属地主義と効果理論を折衷した管轄権原理であるという主張もなされている。⁽⁶⁸⁾

さらに、「実行理論」は制限された効果理論の要件となる「直接的、実質的、合理的に予見可能な効果」の存在を要していないため、実際、アメリカの効果理論より域外適用可能な範囲が広いという懸念もあると指摘されている。⁽⁶⁹⁾ すなわち、理論上、欧州委員会と ECJ は、EC 領域内に対する販売行為の存在のみで EC 域外の反競争行為に管轄権があることを認めることがで

きると考えられる。

それについて、たしかに、実行理論と効果理論という両者の間に似ているところが多いが、「実行」を要件とする「実行理論」は、ECJの一種の自身管轄権に対する制限として認識すべきであると考えられる。そもそも、ECJが「実行理論」アプローチを採用する理由は、国際法を配慮して自身の管轄権を制限するためであると認識されている。したがって、当時のECJは効果理論より管轄権範囲が広いアプローチを採用することが考えにくいと考えられる。⁽⁷⁰⁾

また、「実行理論」は実際、「効果」と「実行」両方を要件とするため、属地主義の一種として前述した「属地主義の拡張」に属するものとして認識すべきであると考えている。それに対し、効果理論は効果のみを要件とし、域外の反競争行為を自法域の領土とのつながり等の配慮がない。この意味では、「実行理論」は効果理論に属していると解されるが、効果理論は「実行理論」に属していないと指摘されている。⁽⁷¹⁾

もう一つ重要な論点というのは、本件判決において「実行」の意味が必ずしも明確されたとはいえないことである。ECJは判決に、違反行為に価格提案の形で参加したアメリカの事業者団体 KEA に対し、KEA が直接的に EC 領域内に販売しなかったためその行為が EC 領域内に「実行」しなかったと認定した。⁽⁷²⁾ すなわち、少なくとも、ECJは、行為、合意等に基づき当該商品が共同体において「直接販売する」ことを「実行」として捉えている。しかし、それ以上に必要な要素があるのかは明らかではない。これについて、ECJは必要ではないためあえて「直接販売する」以外の要素を明言しないことにしたかもしれないという意見もある。⁽⁷³⁾

仮に、「直接」販売されることを要件とせず、他の者を介在として最終的に域内で販売されることを含むとすれば、この「実行理論」によってカバーされる範囲は非常に広くなり、結局実質的には効果と同じであると考えられる。⁽⁷⁴⁾ しかし、前述のように、ECJが管轄権を制限する考え方の下で「実

行理論」を管轄権根拠とした以上、「直接」販売されることを要件としないことはないとも考えられる。「直接販売する」でなければ「実行」として認められないとすれば、考えられる「実行理論」により EC 領域外の複数の事業者による共同的取引拒絶や産量制限等の反競争行為の類型を規制することができなくなる。

また、そうであれば、EC 領域外の企業結合と EC 領域外に合意して実行した部品と完成品に関わる国際カルテルも「実行理論」により規制することはできない。

当時、上述の疑問に対し、もしこのような「実行理論」の限界事件が現れ、Dyestuff 事件の「経済的一体化理論」と Woodpulp 事件の「実行理論」により EC (EU) の管轄権の存在を確立できなければ、効果理論は最終手段として採用される可能性がある⁽⁷⁵⁾と指摘されている。後述の Intel 事件は、まさにそういう場合に該当すると考えられる。

(5) Woodpulp 事件と国際礼讓

本判決において ECJ は、上告各事業者の制裁金を課すことは国際礼讓の原則に反するものであるとの主張を退けた。ECJ は、本件において EC の管轄権行使が国際法上正当化できることを検討したが、EC が管轄権を行使すべきか否かことを検討していなかった。⁽⁷⁶⁾

ECJ は Woodpulp 事件において国際礼讓を検討しなかったが、欧州委員会はその前の1985年の Eastern Aluminium 事件決定では、「管轄権の行使は…事業者がその自国法の要求に反する行為を採ることを要求しない。そして、共同体法の適用により、非加盟国の重要な利益 (important interests) に不利な影響を及ぼさない」と述べた。重要な利益の程度について、欧州委員会は「当該利益が共同市場の競争が損害されないという共同体の根本的な利益 (the fundamental interest of the Community) に勝るものでなければならない」とした。また、「自国法の要求に反する行為を採

ることを要求しない」という考え方は、1993年アメリカの Hartford Fire 事件判決⁽⁷⁸⁾に認められた、いわゆる「真正な衝突 (true conflict)」の法理に近いものである。しかし、欧州委員会は「真正な衝突」だけでなく、「共同市場の競争が損害されないという共同体の根本的な利益より勝るものでなければならぬ」という Timberlane 事件判決⁽⁷⁹⁾の自法域と他法域の利益を比較衡量する法理も受け入れている。

本件の上告人が、アメリカ対外関係法第三リステイメントで述べた利益を比較衡量するアプローチではなく、「真正な衝突」の法理を援用して EC が管轄権の行使を控えるべきであると主張したが、ECJ は、本件に対する法適用が明らかに国際法上正当であるものであり、真正な衝突も存在していないと判示した⁽⁸⁰⁾。これは、国際礼讓の考慮は、欧州委員会の権限行使の法的障害とはならず、政治的性質を有するに過ぎないということを裁判所として示したものと⁽⁸¹⁾いえると指摘されている。

また、ECJ も関係国の利益と EC 域内競争保護の利益を比較衡量しなかった。本判決に先駆けて IBM 事件判決においても、ECJ は、決定がなされるまでは国際礼讓は考慮されるべきではない旨判示している⁽⁸³⁾。

4 Gencor 事件：CFI による効果理論のはじめての適用

欧州委員会は Woodpulp 事件後、実行理論を受け入れて事件処理の際にこれを管轄権根拠としてきた⁽⁸⁴⁾。しかし、委員会と法務官は依然として効果理論を受け入れる主張をし続けていた。1999年の Gencor 企業結合事件では、欧州司法裁判所ははじめて効果理論のアプローチを適用した。

(1) 事件の概要

南アフリカ事業者 Gencor 社は、鉱業と金属業を営むグループの親会社である。Lonrho 社は当時 EU 加盟国ではなかったイギリスの企業であり、同社のプラチナ事業は南アフリカにある子会社 Lonrho Platinum Division

(LPD) により行われた。LPD の株式の中に、73%は Lonrho 社、23%は Gencor 社に所有されていた。

1995年、両社は、各自のプラチナ事業部門を Gencor 社が株式46.5%を保有する南アフリカ事業者 Impalats 社に統合させる（以下、「本件結合」という）旨を合意した。本件結合が完成されれば、Impalats は元のプラチナ生産精製世界市場シェア第三位の米 Amplats 社と同様に、30%—35%のシェアを有することになる。

Gencor 社と Lonrho 社の生産・精製業務はすべて南アフリカで行われていた。また、両社はそれぞれ世界のプラチナ市場で第2位、第3位の地位を占めたが、両社の欧州共同市場におけるプラチナの売上は、世界での総消費量の20%であり、他の地域と比べてはるかに少ない。また、EU における両社の売上高は、EU におけるプラチナの総売上高の15—30%に過ぎなかった。

南アフリカ競争当局は、当該結合が南アフリカ競争法上問題ないと認定した。しかし、欧州委員会は、EC 企業結合規則⁽⁸⁵⁾ (the EC Merger Regulation) の規定に基づき、自身が本件結合に対して管轄権があると認定し、本件に対して審査を行った。

EC 企業結合規則は、管轄権基準について、以下のように規定している。同規則の第1条1項が、当該規則がすべての共同体規模の結合に（“…… this Regulation shall apply to all concentrations with a Community dimension”）適用されるとしており、第1条2項が「共同体規模」について、①すべての関係事業者（undertakings concerned）の全世界の総売上を合算した（combined）額が50億ユーロ超であり、かつ、②関係事業者の中に少なくとも2つの企業の域内における総売上が、それぞれ2億5000万ユーロを超えることと規定している。

欧州委員会は、本件結合が「共同体規模」を満たしていると判断し、審査を行った。その結果、欧州委員会は本件結合が寡占をもたらす恐れがあると

認定し、結合を禁止した。⁽⁸⁶⁾

欧州委員会の決定に不服した Gencor 社は、当時の欧州第 1 審裁判所 (the Court of First Instance、以下 CFI という。なお、CFI は 2009 年リスボン条約の発効により普通裁判所 (General Court、以下 GC という) になっている) に欧州委員会決定に対する取り消し訴訟を提起した。

(2) CFI の判決

CFI は、欧州委員会の決定を支持した。

CFI の Gencor 判決において、Gencor 社と Lonrho 社は、自身の活動が EC 領域内の「実行」にならないと主張した。それに対し、CFI は、結合前に両社が共同市場において販売活動をしていたことかつもし結合されればこのような販売活動が続行することが疑いないと認定し、Woodpulp 事件によれば、工場所在地と資源の供給地と関係なく、両社が欧州共同市場内で販売活動を行われていこののみを根拠として、ただちに本件結合が「実行理論」の「実行」要件を満たしたと認定することができる⁽⁸⁷⁾と判示し、本件結合に管轄権があるとしている。CFI は、上記判示に加えて、EU 領域内の売上が EU 企業結合規定の最低限に満たせば、「実行」に該当するとし、反競争効果が即時的 (原文は direct ではなく immediate)、実質的かつ予見可能的な場合、EU 企業結合規則を本件結合に適用することが国際公法上正当化できる (is justified under public international law) という説明をした。⁽⁸⁸⁾

「即時的」について、Gencor 判決において、CFI は「direct」ではなく、「immediate」(即時的な) という文言を使ったが、「中間媒介を経た効果」も「即時的な効果」に含まれると判示した。この判示の具体的な背景というのは、当時第 4 位のプラチナ生産者ロシアの株市場の変動により、Amplats 社と合併した後の Gencor・Lonrho 社傘下の Implats 社が一時的に複占態勢 (duopoly) になることである。これについて、CFI は、当該結合が即時に (immediately) 独占的な地位を濫用することをもたらず可能性が低いと

認めらながら、結合が関連市場の構造を持続的に変化させ、当該市場における有効な競争を著しく妨げる、それにより濫用が可能だけでなく経済的に合理的になるという直接的かつ即時的な効果を生じると判示した。⁽⁸⁹⁾

「実質的」について、本件結合の場合、CFIは売上高(2億5千万ユーロを超えること)を重視し、それに加えて市場シェア等も考量に入れている。それは、CFIは「実質的」を基本的に量的問題として捉えることであると考⁽⁹⁰⁾えられる。

「合理的に予見可能」について、CFIは「意図」を要件とせず、本件結合により世界市場が複占的な状態になり、かつ世界市場の一部である欧州共同体市場における競争を著しく阻害する効果がもたらされることは、事実上予見可能であると判示し、客観的な基準を適用した。⁽⁹¹⁾

(3) Gencor 事件の効果理論適用をめぐる検討

CFIは、効果理論に近い原則でECは当事件に対して管轄権を有することを説明したと考えられる。これは、EC司法機関のはじめての効果理論、もしくは制限された効果理論によりECが管轄権を有することを判示した判決であると解⁽⁹²⁾されている。

CFIから見れば、すべての「共同体規模」に満した結合に対し、「実行理論」により管轄権を行使するのは望ましいことではないと考えている。国際カルテルのような販売などの「実行」により競争に影響を与える場合と違い、企業結合は販売活動により「実行」するものではなく、結合完成後、事業者がその市場シェアを利用して反競争行為を行うことにより「実行」するものであると指摘されている。したがって、CFIは「即時的、実質的、合理的に予見可能な効果」テストと似ているテストにより域外管轄権の適用範囲を制限したいと考えたものとみられる。

また、判決の中で「即時的」(immediate)という表現が使われているが、米FTAIA法の要件となる「直接的」(direct)の通説解釈と同じ、(少なく

とも企業結合の場合) 中間の媒介が介在しても、反競争行為が直ちに「即時的」または「直接的」なものにならないわけではないと考える。

したがって、本件において CFI が適用した管轄権判定基準テストは、米国 FTAIA の「直接的、実質的かつ合理的に予見可能な効果」の内容はほぼ同じであると考えられる。すなわち、①中間の媒介があっても「即時的／直接的」と認められることができること、②「実質的」を量的問題として捉えること、③「合理的に予見可能」が客観的基準により判断することにより、Gencor 判決が米 FTAIA 法と共通的な解釈を採っていると考える。

注意すべきなのは、判決において、CFI はまず前節で述べた Woodpulp 事件の「実行理論」を本件に当てはめ、Gencor 社等の EC 領域への販売行為を「実行」として捉え、その「実行」が属地的関連になると判示した⁽⁹³⁾。それに加えて、CFI は本件結合が EC 域内に「即時的、実質的かつ合理的に予見可能な効果」を与えているとした。すなわち、CFI の Gencor 判決は「実行理論」と「効果理論」両方を管轄権根拠として適用されることを示したと考える。Gencor 判決から見れば、欧州司法当局は正式的に競争法の各事件類型に、それとも企業結合分野または本件結合のみに「効果理論」を適用するかが不明確であると指摘されている⁽⁹⁴⁾。

次に問題となるのは、Gencor 事件が国際的企業結合に関するものであるため、CFI の効果理論を適用するというアプローチと「即時的、実質的かつ合理的に予見可能」テストが国際カルテル等の他の行為類型にも適用できるか否かである。

この問題について、判決から見れば、規制対象がカルテル協定か企業結合かによって(判決の)言い回しが異なってくる可能性があるという意見がある⁽⁹⁵⁾。たとえば、Gencor 事件の場合、「実質的」基準に EU 企業結合規則第 1 条 2 項の売上高基準よりも高い基準とされているが、国際カルテルの場合の「実質的」基準をいかに設定するのが不明となると思われる⁽⁹⁶⁾。

Gencor 判決後、CFI がすでに本件判決により「実行理論」を効果理論に

変更したと認識する主張がすぐ現れた⁽⁹⁷⁾一方、前述した企業結合事件の特殊性に基づき、Gencor判決の効果理論の適用を国際カルテルなどの行為類型に無条件的に類推すべきではないという慎重説が有力であった⁽⁹⁸⁾。

また、効果理論と実行理論とが似ていることを認めながら、国際慣習法上、効果理論は企業結合規制のみに正当化できるという限定的な説もなされている。この限定説によれば、不干涉の法理と比例原則に基づき、国際カルテルの場合、米国由来の効果理論がまだ国際法上正当化されていないものであるため、効果理論がEU裁判所により適用されるのが好ましくなく、ECJのWoodpulp事件判決により確立された国際慣習法に合致する実行理論が適用されるべきであるとされている⁽⁹⁹⁾。

(4) Gencor事件と国際礼讓

CFIは、本件において「実際、原則的な陳述以外に、上告人(Gencor社)と南アフリカ政府は、本件結合が南アフリカ共和国の重要な経済または貿易上の利益に影響を及ぼすことを証明しなかった」と判示した⁽¹⁰⁰⁾。そのため、CFIは本件において国際礼讓について詳しく論じなかったと考えられる。

にもかかわらず、上記の「重要な経済または貿易上の利益に影響を及ぼす」に言及した判示は、国際礼讓を検討する際に「真正な衝突」ではなく一定程度の比較衡量をする可能性を示したと解されると考える。すなわち、もし本件において「重要な経済または貿易上の利益に影響を及ぼすこと」が証明されれば、CFIは国際礼讓により本件に管轄権を行使することを控える可能性はないわけではないということになると指摘されている⁽¹⁰¹⁾。

5 InnoLux事件：制裁金算定と効果理論

Gencor事件後、2004年の「EC条約第81条・第82条における取引への影響概念についてのガイドライン」(Guidelines on the effect on trade concept contained in Articles 81 and 82 of the Treaty、以下、「2004年ガ

イドライン」という)において、欧州委員会は、ローマ条約81条と82条(現在のTFEU101条と102条)は、「契約や慣行が共同体内で実行され、あるいは効果を生じさせれば(implemented inside the Community, or produce effects inside the Community)、企業の設立地や契約の締結地に関わらず適用できる」と示した⁽¹⁰²⁾。それは、実行理論と効果理論がともにEU競争法の管轄権根拠となることと認識されている⁽¹⁰³⁾。

Gencor事件と2004年ガイドラインが発表された後、欧州委員会は複数の事件においてEUが実行理論と効果理論のどちらによっても管轄権を行使できることに対する支持を表明した⁽¹⁰⁴⁾。その中で、代表的な国際カルテル事件として挙げられるのは、InnoLux事件である⁽¹⁰⁵⁾。

(1) 事件の概要

欧州委員会は、2001年から2006年にかけてカルテルに関与していたとして、韓国及び台湾の液晶パネル製造業者6社に対し、2010年に総額6億4892万5000ユーロの制裁金を賦課した。その内、総額3億ユーロという最大規模の制裁金が台湾の事業者InnoLuxに課された。InnoLux社が欧州委員会の決定に不服して欧州普通裁判所(GC)に訴訟を起こしたが、2014年GCは基本的に当該決定を支持した。しかし、InnoLux社に対する制裁金額が2億8800万ユーロに減額された。

その後、InnoLux社は基本的には制裁金の更なる減額を求めて、ECJに対し上告した。InnoLux社は、GCが制裁金を計算する際に考慮する売上高の中に欧州経済領域(以下「EEA」という)外の子会社が当該液晶パネルを組み込み、EEA内で販売された最終商品の売上高が含まれていることについて問題があるとし、ECJに訴えた。InnoLux社は、最終商品市場における売上高は液晶パネル市場で行われた本件カルテルとは関係ないと主張した⁽¹⁰⁶⁾。これに対し、ECJはGCの欧州委員会の決定を支持した判決を支持し、InnoLux社の上告を棄却した。

(2) 争点の由来：制裁金の確定と3つの販売カテゴリ

i 2006年制裁金ガイドライン

本件の争点は、部品と完成品に関わる国際カルテルの制裁金算定基準にある。制裁金算定基準について、2006年発効のEU制裁金確定ガイドライン(Guidelines on the method of setting fines imposed pursuant to Article 23(2)(a) of Regulation 1/2003、以下「2006年制裁金ガイドライン」という⁽¹⁰⁷⁾)によれば、制裁金の額を決めるために、まず事件の実情を鑑みて制裁金の額を最初に確定し、その後、有効なりニエンシー申請の有無・当事者の経済能力等を踏まえて制裁金を減額することができるとされている。

2006年制裁金ガイドラインのポイント13により、制裁金の額を最初に確定するには、欧州委員会が事業者の直接または間接的のEEA地理的範囲内の反競争行為に関連する商品・役務の売上高を計算しなければならないとされている。この「間接的」の意味について、ガイドラインは、水平的価格カルテル事件にカルテル対象商品がより高いまたは低い質の商品の価格の基礎となる(serves as a basis for the price of lower or higher quality products)⁽¹⁰⁸⁾ ケースを例として挙げている。

また、2006年制裁金ガイドラインのポイント6は、違反行為期間の売上高が単に、違反行為の経済的重要性および各違反事業者の違反行為における比重を反映する近似的な価値尺度(an appropriate proxy)にすぎず、自動的・算数的の計算方法の根拠ではないとしている。⁽¹⁰⁹⁾ ポイント6に基づき、2006年制裁金ポイント18は、国際カルテル事件等の場合、EEA内の関連商品・役務売上高だけにより各違反事業者の違反程度を正確に反映できない可能性があるため、委員会が異なる方法により売上高を確定することができるとしている。

具体的にいえば、委員会は違反行為に関わる商品または役務の地理的市場(EEAより広い範囲に画定することも可能である)における総売上高もしく

は各違反事業者の市場シェアを認定し、その市場シェアにより各違反事業者のEEA内の売上高を算出することができる⁽¹¹⁰⁾としている。このようなEEA域外の売上高にも考慮に入る制裁金算定方式は、ある意味では制裁金の域外適用⁽¹¹¹⁾といえると指摘されている。

売上高が確定された後、委員会は行為の態様、市場シェア等の要素により算定率を決定して売上高に掛け算をし、制裁金を算出することができる。

問題となるのは、InnoLux等の事業者が参加した液晶パネルカルテルのような、EU領域外にあるカルテル参加事業者がカルテル対象部品を第三国にある子会社・系列会社に販売し、子会社等がカルテル対象部品を完成品に組み合わせてEEA領域内に販売する「内部販売（Internal Sale。Captive salesともいう）⁽¹¹²⁾」に対し、2006年制裁金ガイドラインが何らかの解釈・説明もしなかったということである。したがって、このような「垂直統合された違反者（vertically-integrated infringers）」に対し、制裁金の算定対象をどこまで限定するかによって、制裁金の額が大きく変動することになると考えられる。

2006年制裁金ガイドライン発効の前に、欧州委員会は制裁金を確定する際に、「内部販売」がカルテルと関係ないにもかかわらず、その売上高を制裁金算定対象に入れてきたとされている⁽¹¹³⁾。それは、もし「内部販売」の売上高を算定対象としなければ、垂直統合された違反者が違反行為（カルテル）に重要な役割を果たしたとしても適切な処罰から免れることになり、かつ競争上不当に有利な地位を得られることになるからであるとされていた⁽¹¹⁴⁾。しかし、2006制裁金ガイドラインにより、「内部販売」が明らかに違反行為の一部と言える場合のみ、「内部販売」の売上高を制裁金算定対象とすることが可能であるという解釈がなされることになった⁽¹¹⁵⁾。

実際にも、欧州委員会は2006年制裁金ガイドライン発効後、「内部販売」に対し、ケースバイケースでその売上高が制裁金算定対象になるか否かを認定している⁽¹¹⁶⁾と指摘されている。このようなやり方に対し、Wathelet法務官

は、欧州委員会のケースバイケースの判断アプローチが法的安定性に害するものであると批判している。⁽¹¹⁷⁾

ii 欧州委員会の液晶パネルカルテル事件決定における3つの販売カテゴリ
液晶パネルカルテル事件では、欧州委員会がInnoLux社等の違反事業者の経営構造・商流等を鑑み、3つの販売カテゴリを定義した。

1. 直接販売 (direct sales) : 最終製品について、EEA 領域内にある独立第三者に対する販売 (Sales of products to independent third parties)、

2. 変形された商品に通じる直接販売 (direct sales through transformed products) : 部品が違反行為者の企業グループ内で販売された後、グループ内の企業が部品を最終製品に組み込み、EEA 領域内にある独立の第三者に販売した部分。それは、前述した内部販売 (Internal sales / Captive sales) に該当するものである、

3. 間接販売 (indirect sales) : 部品が EEA 領域外の独立の第三者に販売された後、当該独立第三者が部品を最終製品に組み込んで EEA 領域内に販売した部分。

欧州委員会は、カテゴリ1だけでなく、カテゴリ2 (内部販売) も EU に反競争効果を与えることができるとしており、InnoLux 社に3億ユーロの高額制裁金額を課した。⁽¹¹⁸⁾ また、一般的に、国際カルテルの場合、直接販売と内部販売のみが制裁金の適用対象となるとされてきたが、委員会は液晶パネル事件決定において、法の実効性を確保するために、必要に応じて EU 領域外独立第三者による販売 (Indirect Sales) も適用対象とすることもできるとしている⁽¹¹⁹⁾と指摘されている。

注意すべきなのは、欧州委員会の決定が、従来の「内部販売」という文言が使われておらず、「変形された商品に通じる直接販売」という新しい表現により同一企業グループ内の部品販売を指していることである。⁽¹²⁰⁾ すなわち、通常、部品が完成品に組み込まれた後の販売 (内部販売) は「間接販売」として認識されるが、欧州委員会は「変形された商品に通じる直接販売」とい

う新しい表現を用いて「内部販売」が「直接販売」の一種であることを強調していると考えられる。

(3) InnoLux 社の上告

InnoLux 社は欧州委員会決定による制裁金の額に不服したため、GC に提訴した。2015年7月9日、ECJ は InnoLux 社の上告を棄却した。

本件において、InnoLux 社は、カルテル対象である液晶パネルが台湾で生産されたものであり、第三国に販売されて組み込まれた完成品が EU に販売されることが本件と関係なく、問題となるのが部品でありカルテル対象としての液晶パネルであると主張した。したがって、InnoLux 社から見れば、本件において制裁金の算定範囲は液晶パネルの EEA 領域内販売にとどまり、完成品が川下市場における事業者により EEA 領域内に販売されたので EEA 領域内の LCD パネル市場の競争に影響を及ぼすことができなく、内部販売と独立第三者による販売を区別すべきではないという。

InnoLux 社の主張では、もう一つ注意すべきところがある。それは、Woodpulp 事件判決の基準に照らせば本件カルテルが EEA 領域内において「実行 (implement)」しなかったことである。すなわち、Woodpulp 事件判決は「実行」の意味について「直接販売」のみを例示したため、InnoLux 社は、内部販売等の完成品の EEA 領域に対する販売行為は「実行」にならないこと、そして、Gencor 事件判決に適用された制限された効果理論に照らしても、本件の EU に対する反競争効果は「即時的」ではないため、本件の内部販売が効果理論のアプローチからみても Gencor 事件判決に示した要件を満たしていないとしている。InnoLux 社はさらに、仮にアジア市場の液晶パネルカルテルが欧州市場の競争にたしかに悪影響を及ぼしたとすれば、欧州委員会がこの悪影響の存在を立証しなければならないが、委員会は単にその悪影響の存在を推認 (assume) したと主張していた。

(4) Wathelet 法務官の意見

本件に対し、Wathelet 法務官は InnoLux 社の主張を支持していた。⁽¹²¹⁾ Wathelet 法務官から見れば、EEA 領域に対する内部販売を制裁金の算定対象にするために、その内部販売が実際にコスト転嫁等の形により EU 領域内の競争に損害を与えなければならないが、欧州委員会が本件内部販売が EU の競争に損害を与えることを十分に立証していなかった。Wathelet 法務官はさらに、Gencor 事件に適用された制限された効果理論（すなわち、「即時的、実質的かつ予見可能的」効果テスト）に基づいて InnoLux 社の販売行為の EU に対する反競争効果の存否を検証しなければならないと主張し、部品の EEA 領域外の販売について、InnoLux 社が EEA 領域外の販売行為により他法域の競争当局に処罰される可能性があるため、二重処罰の回避を考慮すべきであると指摘している。

(5) ECJ の判決

ECJ は InnoLux 社と Wathelet 法務官の主張を否定し、内部販売も算入すべきであり、そうでなければ InnoLux 社の行為の反競争性を反映できないと強調した。⁽¹²²⁾ また、ECJ は、カテゴリ 2 の販売（「変形された商品」の販売）行為が EU 領域内に直接的な影響を与えたことが「合理的に推定できる」と判示した⁽¹²³⁾（そもそも、Guardian Industries 事件において、GC はグループ内の子会社を通じた販売（内部販売）が EU 領域外の独立第三者による販売（間接販売）と区別せず、両方ともが制裁金の算定対象となり得る判決を下したことがある）。そして、カテゴリ 3 の販売（間接販売）について、ECJ は明確な判断を下すことを回避した。⁽¹²⁴⁾

(6) InnoLux 事件と効果理論

InnoLux 事件の特徴というのは、事件そのものに対して管轄権を行使すべきか否かではなく、制裁金の徴収対象の範囲を巡って効果理論の下で議論

されたことであると考えている。

InnoLux 事件自体が EU 競争法により規制すること、すなわち本件 EU 競争法の域外適用の根拠は争点となっていない。ECJ から見れば、本件の販売行為の中に、少なくともカルテル対象部品としての液晶パネルが直接に EEA 領域内に販売された部分（カテゴリ 1）が存在し、その販売行為を Woodpulp 事件判決に例示された「直接販売」として捉えて「実行」に認定することができる。したがって、本件に対し、EU が問題なく自身の管轄権を行使することができる⁽¹²⁵⁾とされている。また、カテゴリ 3 のについて、ECJ は明確な判断を下すことを回避したのは、欧州委員会の判断を干渉しないなどの理由からであると指摘されている⁽¹²⁶⁾。

注意すべきなのは、本件判決は、自法域以外の事業者による反競争行為を規制する行為を正当化するための管轄権根拠と、域外反競争行為の制裁金算定根拠が別のものであり、この二つの根拠を独立した問題として区別しなければならぬと判示した⁽¹²⁷⁾ことである。しかし、管轄権根拠と制裁金算定根拠の間には関係ないわけではないと考える（そもそも、管轄権がなければ制裁金を課すことはできないと考えられる）。本件で問題となったのは、Wathelet 法務官が指摘したように、カテゴリ 2 の内部販売とカテゴリ 3 の間接販売が制裁金徴収対象になるか否か、そして、いかに適切な制裁金の額を算定する⁽¹²⁸⁾かである。

Woodpulp 事件判決で例示された「直接販売」に属していないカテゴリ 2 と 3 に対して効果理論の基準をめぐって論争しただけで、本件はすでに欧州司法当局が実質的に効果理論を受け入れた証となったという主張が存在している⁽¹²⁹⁾。また、制裁金の算定は必ずしも売上高と一致ではないが、比例原則の下で適切・確実に制裁金を算出するためには、制限された効果理論により反競争効果の程度を検討するのも重要であると考えている。しかし、本件の効果理論に関連する議論が制裁金算定にとどまり、部品と完成品に関わる国際カルテルと EU 競争法規制及び効果理論との関係がまだまだ不明確であると考

えられる。その問題を明らかにするための重要な一步は、次節で検討する Intel 事件判決であると考ええる。

6 Intel 事件：効果理論を表舞台に

2017年9月の ECJ の Intel 事件判決では、GC の判決が ECJ に支持された。それは、企業結合以外の域外反競争行為に対しても制限された効果理論により EU の管轄権の行使を正当化することができると示唆したと指摘されている。⁽¹³⁰⁾ 本件は市場支配的地位濫用事件であり、市場支配的地位濫用行為と域外適用が争点となっていた。本節は、本件域外適用のアプローチを検討する。⁽¹³¹⁾

(1) 本件の概要

2009年5月、欧州委員会は、Intel 社が2002年から2006年にかけて、X86 CPU 市場において、TFEU102条（市場支配的地位濫用を規制する条文）に違反する2種類の市場支配的地位の濫用行為を行っていたと認定した。

欧州委員会の決定⁽¹³²⁾によれば、この2つのタイプの市場支配的地位の濫用行為は、以下の通りである。

①必要な CPU の全量又はほぼ全量を Intel から購入することを条件として、コンピュータ・サーバーメーカー4社（Dell、HP、NEC 及び Lenovo）にリベートを供与していた。さらに、川下のパソコン小売業者（Media Markt）に対し、Intel 製の CPU を搭載しているパソコンのみを販売することを条件として金銭を供与していた（「条件付きリベート」）。

②インテルの唯一のライバルである AMD 製の CPU を搭載した特定の製品の販売を中止させ、延期させ、又は制限するため、パソコンメーカー3社（HP、Acer 及び Lenovo）に直接金銭を供与していた（いわゆる「あからさまな制限（naked restrictions）」）。

欧州委員会は、Intel の行為を競争及びイノベーションを制限するもので

あると認定して、違反行為の取りやめることを命じ、10億6000万ユーロの制裁金を課した。Intel は欧州委員会の決定に不服として提訴したが、2014年6月に、GC に棄却された。Intel は ECJ に控訴した。

2017年9月に、ECJ は、GC が問題となるリポートが競争を制限し得るものであったか否かについての検討が行われていないとする理由により、GC の判決を差し戻すこととした。また、ECJ は Intel が主張した欧州委員会の管轄権が欠ける主張を棄却した。

（2）GC の管轄権根拠に関する判示

Intel は、欧州委員会が同社の行為が EU に即時的、実質的かつ合理的に予見可能な効果を与えたことを立証しなかったとした。

「実行行為」について、Intel は、東アジアにある Acer 社と Lenovo 社に対するリポート供与行為と制限行為について、ACER と Lenovo 両社の生産施設が EEA 領域外にあり、両社が EEA 領域内の Intel と AMD から CPU を購入しておらず、本件の「実行」行為が東アジアで行われたと主張していた。

「即時的、実質的かつ合理的に予見可能な効果」について、Intel は、Acer と Lenovo に対する販売がアジアで行われたため、「即時的」効果が EEA 領域ではなくアジアにあり、Intel と独立している両社が Intel から購入した CPU 部品をパソコンに組み込んで EEA 領域に販売したとしても、それが「即時的」と言えないとした。さらに、Intel は、EEA に対する販売の売上高が低く、「実質的」要件を満たしなかったと主張した。

Intel の主張に対し、GC は、「実行理論」と「効果理論」が累積 (cumulative) 関係ではなく選択的 (alternative) な関係であるとし、両者のいずれかが単独的に EU の域外反競争行為の管轄権を国際公法上正当化することができる⁽¹³³⁾と判示した。

また、「即時的、実質的かつ合理的に予見可能な効果」について、GC は、

実際 (actual) に発生した効果でなくとも効果理論に基づいて EU の管轄権を国際公法上正当化できるとした。Intel の Acer と Lenovo 社に対するレポート提供と制限行為について、GC はこれが AMD 製 CPU を搭載するパソコンを EEA を含む市場に進出させない行為として捉え、Intel 社が意図的に EEA 領域内に反競争効果を及んでいたと認定した。⁽¹³⁴⁾

次に、GC は、Intel 社の Acer と Lenovo 両社に対する行為の効果が「即時的、実質的かつ予見可能的」なものに該当するか否かを検討した。

GC は、両社が購入した CPU の数量が低いことを理由として、Intel 社の行為の効果が「実質的」ではないものと認定することができないとし、欧州委員会の CPU 購入数量を孤立して見るのではなく Intel 社の唯一の競争相手を排除する長期的戦略の一環として総合的に見るべきである主張を賛同し、川下市場にある取引先に取引制限をかけることにより競争相手を市場から排除しようとする行動も潜在的に実質的效果を生じさせることができると示した。

「即時的」について、GC は、Intel の両社に対する販売が EEA 領域外で行われても、その反競争効果が EU に対して直ちに即時的ではないものにならないとし、Intel の両社に対する競争制限行為により、AMD 製 CPU を搭載したパソコンの EEA 領域を含む世界市場における販売が減少して EU に即時的な反競争効果をもたらしたと判示した。

GC は、Intel 社が自分の行為により両社の EEA 領域内に販売する AMD 製 CPU を搭載したパソコンの数量が減少することを合理的に予見できると判示した。したがって、制限された効果理論に基づいて EU が本件に対して管轄権を有するとされていた。

次に、GC は「実行理論」のアプローチに基づいて本件の管轄権根拠を検討した。訴訟において、Intel 社は Woodpulp 事件判決が直接販売のみを「実行行為」として例示したことから、本件の場合 EEA 領域内における実行行為が存在していないと主張した。この主張について、GC は、

Woodpulp 事件判決において直接販売が「実行為」として例示されたが、それが「実行」を直接販売のみに限定する意味ではないと判示し、本件において Intel の Acer と Lenovo 両社に対する競争制限行為が結局、両社に行われた AMD 製 CPU を搭載したパソコンの EEA を含む世界市場における販売を減少させる・遅らせる行為を導いたとし、両社の行為が本件の「実行」行為に該当すると判示した。⁽¹³⁵⁾ すなわち、GC によれば、違反事業者の行為を「実行」と認定すればよい場合もあれば、その違反事業者の取引先の行為を実行行為として考慮する必要がある場合もあるとされている。⁽¹³⁶⁾

以上によって、GC は制限された効果理論と実行理論の両方から EU が本件に管轄権を有することを認めた。⁽¹³⁷⁾

（3）Wahl 法務官の意見

Intel は GC 判決に不服として ECJ に控訴した。2016年、Wahl 法務官は、本件を EU 競争法の域外適用アプローチを明らかにする絶好のチャンスと捉え、Mayras、Darmon、Wathelet 等の効果理論を支持し続けてきた法務官たちの主張を追従し、本件において効果理論に基づいて EU が管轄権を有するか否かことを検討すべきであるという意見をなされた。⁽¹³⁸⁾

Wahl 法務官はまず「実行理論」の「実行」を直接販売に限定すべきではないとし、「実行」の意味を「遂行」もしくは「効果を生じさせる」(to carry out or to put into effect) として捉えた。Wahl 法務官はさらに、実行行為が EU 領域内で発生しなければならないとし、間接販売を「実行」に該当するか否かがケースバイケースで判断すべきであると主張した。⁽¹³⁹⁾ Wahl 法務官も、「実行理論」により域外事業者が行った共同取引拒絶などの反競争行為を規制できないため、唯一の域外適用アプローチとすべきではなく、効果理論に基づいた域外適用アプローチを適用する必要があると説明した。⁽¹⁴⁰⁾

GC の「実行」行為を Lenovo 社と Acer 社の行為として捉えた判示について、Wahl 法務官はこれを反対し、両社が Intel と共同して EU 競争法違

反行為を行われたい限り、Intelではなく両社の行為を「実行」として認識すべきではないとしている。Wahl 法務官から見れば、このようなアプローチによれば、ほとんどの行為がEUで実行されたものとして捉えられ、EUの管轄権の過度な拡張をもたらす恐れがあるとされている。⁽¹⁴¹⁾

「実行」が存在しないとした上で、Wahl 法務官はさらに、EUの管轄権根拠となる「効果」が「即時的、実質的かつ合理的に予見可能な」ものでなければならないとしながら、本件においてIntelの行為のAcer社とLenovo社に対する効果がEUにとって「仮想的、不確的かつ実質的ではない(hypothetical, speculative and unsubstantiated)」のものであると批判していた。⁽¹⁴²⁾

すなわち、Wahl 法務官から見れば、「実質的」について、GCの両社の販売をIntelの競争相手排除戦略の一環として捉えて総合的に判断するアプローチが、独立されたIntelの行為と両社のEEA領域内の販売行為を強引に繋がるものであり、「実質的」な効果がないとされている。また、Wahl 法務官は、GCが単にIntelの行為が両社の商業決断に影響を及ぼしたことに基づいてIntelの行為の効果が「即時的、合理的に予見可能的」なものとするのが間違っていると批判し、検証すべきなのはIntel社の行為によりEU領域内の競争に「即時的、合理的に予見可能的」な効果を与えたか否かとした。

結論として、Wahl 法務官はGCが効果理論により本件EUが管轄権を有するか否かを検討したことを評価したが、GCの効果理論の運用が間違っているとした。

(4) ECJの管轄権根拠に関する判示

ECJは、GCの管轄権根拠に対する判断を支持した。

具体的にいえば、ECJは、効果理論が実行理論と同じ、EU域外で行われたがEU市場に反競争効果を及ぼした行為を規制することを目的としており、制限された効果理論もEUの管轄権根拠アプローチの一つのであると

⁽¹⁴³⁾明言した。次に、ECJはGCの前述した「即時的、合理的に予見可能的」な効果を認定するアプローチに賛同することを示し、予見可能的テストを満たすためには可能性が高い効果（probable effect）があれば足りることとIntelの戦略を一つの全体的なものとして捉えるべきであることを明言し⁽¹⁴⁴⁾た。最後に、GC判決の「実行」に対する検討について、ECJは完全性のため（for the sake of completeness）に、効果理論以外に実行理論をめぐる検討をしたのが妥当であるとし、完全性のための議論に対する批判の存在により判決を無効にすることができない（cannot lead to the judgment's being set aside）と判示した⁽¹⁴⁵⁾。

よって、Intel社の管轄権に関する主張が棄却された。

（５）Intel事件判決の域外適用部分をめぐる検討

ECJがGCの判決の域外適用に関する判示を支持したのは、司法においてはじめて「効果理論」を正面から認めることとして、高い意義を持っていると考えている。それは、今後、Gencor事件のような企業結合事件以外の類型の反競争行為に対し、GCとECJが効果理論に基づいて管轄権の行使を正当化されるようになることを意味すると考える。

したがって、第2章で述べた効果理論は企業結合規制のみに正当化できるという説はIntel事件でECJにより否定され、EU競争法上のすべての行為類型に対して効果理論を適用することができることは明らかになったと考えている。

それについて、Intel事件が支配的地位濫用事件のため、国際カルテル事件の場合やはり「実行理論」のみが適用できるという説も成り立ち得るかもしれない。しかし、本稿が述べたように、Gencor事件以来、Woodpulp事件を含むEUの代表的な競争法域外適用事件判決において、欧州司法裁判所は、国際公法上の配慮で「効果理論」の適用を回避したが、「効果理論」を一部の行為類型しかに対して適用できる判示は一度もない。すなわち、判例

法上、国際カルテル事件を効果理論の適用範囲から排除する根拠は見当たらないと考えている。

また、Wahl 法務官が示した通り、共同的取引拒絶等の実行行為が EU 領域内に発生していない国際カルテル事件の場合、「効果理論」に基づいて EU の管轄権の行使を正当化するしかないとされている。

そして、Intel 事件は支配的地位濫用事件といえども、本件の事実関係に前節で述べた InnoLux 事件のような部品と完成品が関わる国際カルテル事件と似ているところは存在していると考え。すなわち、Intel と Lenovo 社等の間に、まさに部品の提供者と他法域の部品を完成品に組み込む独立第三者との関係にあるとみられる。実際にも、ECJ 判決において Intel が、本件が InnoLux 事件のように部品提供者と完成品販売者の間の関連性が弱いと主張したことに言及した⁽¹⁴⁶⁾。

したがって、Intel 事件の ECJ 判決は、「効果理論」を企業結合・支配的地位濫用分野のみに限定するものではないと考える。今後、GC と ECJ は国際カルテル事件においても直ちに効果理論に基づいて EU の管轄権の存否を検討する可能性が高いと考えている。

しかし、本件において GC の「即時的、実際的かつ合理的に予見可能な効果」要件に対する解釈は、従来の説に従うものではないと考えられる。たとえば、Gencor 事件判決の「即時的、実質的かつ合理的に予見可能」の解釈に対し、Intel 事件では「実質的」が量の問題とされず、他の要素（本件の場合、Intel 社の戦略）とともに総合的に考える問題であるとされている⁽¹⁴⁷⁾。それは、「即時的、実質的かつ合理的に予見可能」の解釈が拡大されることにつれて、今後 EU がより柔軟的な考え方で「効果」が要件を満たしたか否かを検討することを意味していると考えている。本件の場合、このような捉え方は妥当であると考えるが、法の安定性の確保と過度な域外適用を防ぐことのために、今後「即時的、実質的かつ合理的に予見可能」の解釈の範囲を明確にしなければならないと考える。

もう一つの注意すべき問題は、「実行」の意味に対する解釈である。GC判決は、第3章で述べた学者が懸念した「実行」の範囲について、違反行為者の取引先の行為も「実行」として捉え、「実行」を広く解釈した。Wahl法務官が指摘したように、このような捉え方は過度の域外適用をもたらす恐れがあると考えられる。

GC判決の「実行」に対する解釈は、ECJに正面から評価されず、単に、「完全性のための議論に対する批判の存在により判決を無効にすることができない」とされた。それは、ECJもGCのこの解釈を擁護できないことであると考えている。

おわりに

Intel事件判決から見れば、EUは効果理論を「受容」したと評価され得ると考える。

Dyestuff事件から一連の事件判決と学説の展開を総合的に鑑みれば、EUは効果理論を拒絶したことなく、単に効果理論の適用をできるだけ避けてきたといえよう。

Dyestuff事件では、「経済的一体化理論」が適用され、効果理論に言及せずに管轄権の行使が正当化された。しかし、域外企業が共同市場内に子会社等が存在しない場合、いかにEU競争法の域外適用を正当化させるかが問題となっていた。

この問題に対し、Woodpulp事件判決では再び効果理論の適用が回避されて「実行理論」により管轄権が確立された。にもかかわらず、実行理論の「実行」の意義について、いくつかの明らかになっていないところが存在し、「実行理論」と「効果理論」との関係も不明確のままになってきた。

そして、Gencor事件のような企業結合事件の場合、「実行」をどのように捉えるかが問題となっていた。すなわち、複数の企業の結合行為そのものを「実行」として捉えられるのが妥当であるかが問われる。

これに対し、Gencor 事件判決において、CFI は実行理論に基づいて本件の管轄権根拠を論じた後、さらに効果理論に基づき、本件の管轄権行使が国際公法と抵触していないと示した。これは、少なくとも企業結合分野では効果理論が受け入れられたとみられる。Gencor 事件判決をきっかけに、効果理論の受入をめぐる議論がさらなる段階に進んだと考える。

Gencor 事件判決後でも、効果理論の適用が企業結合分野に限定すべきであり、それ以外の事件類型において経済的一体化理論と実行理論が適用されるべきであるという限定説がなされている。しかし、Gencor 事件判決は1999年のものであり、それらの限定説も21世紀初頭に主張されたものである。すなわち、限定説は21世紀以来インターネットの普及等により国際カルテルの合意がされやすくなること及び部品と完成品に係る国際カルテルが経済のグローバル化に多発すること等の新展開を考慮していないと考えている。

さらに、海外による共同的取引拒絶等の「実行」によらない反競争行為が「実行理論」により規制できないため、EU は、最終的に効果理論を受け入れざるをえないと考える。

それに加えて、前文で述べたように、Dyestuff 事件以来、欧州司法当局の判決は効果理論の適用を回避し続けたが、効果理論自身を正面から否定することが一度もない。したがって、経済的一体化理論と実行理論により EU 領域外の反競争行為を規制できない場合、効果理論により当該行為を規制することは常に可能であると考えられる。

最近の Intel 事件判決を境に、EU は「効果理論」を最後の手段ではなく、「経済的一体化理論」と「実行理論」と並列して欧州委員会と欧州司法裁判所の域外適用アプローチとして位置付けるようになって考えている。これは、EU 競争法域外適用の重要な一歩であると考えられる。

ECJ の Intel 事件判決により、EU の競争法域外適用の議論がさらなる段階に進んだと考えている。すなわち、「効果理論」を回避する必要なく、あらゆる国際的反競争行為の類型に対し、「効果理論」、「経済的一体化理論」

と「実行理論」から最も事件解決に有利なアプローチを選択することができるようになったEUが、どのような基準に基づいてアプローチを選択するかは、今後の課題になっている。

もう一つ注意すべきなのは、EU競争法が効果理論を受け入れたことの他の法域ないし世界共通の競争法域外適用アプローチに対する意義である。

まず、独禁法条文に域外適用規定がなく2条6項の要件解釈で国際的適用の範囲を確定できるという「内向き」論理により域外適用を行ってきた日本の場合、法改正等により、どのような場合に日本の独禁法が適用されるのかを宣言する必要があると指摘されている⁽¹⁴⁸⁾。たしかに、日本はIntel事件判決以前のEUのように、効果理論を極力に明言せず独占禁止法の域外適用を行ってきた⁽¹⁴⁹⁾。Intel事件ECJ判決をきっかけに、日本は効果理論を各法域に正面から認められた競争法の域外適用アプローチとして捉え、効果理論を域外適用アプローチとして明言する条文を現行法に入れる法改正もしくは「即時的(直接的)、実質的かつ合理的に予見可能な効果」に対する理解等を明確にする指針の作成が期待される。

また、「効果理論」を法条文に明言したがその解釈が発達していない中国も、国際カルテルの規制能力不足などの問題が存在している。それは、EU競争法をモデルとした中国反壟断法の域外効力を規制する同法2条の中、域外適用たる「国内市場における競争を排除し又は制限する影響を及ぼす」という文言の具体的な意味が明確ではないからであろう。そこで、最近本格的に反壟断法改正を始めた中国は、Intel事件ECJ判決の議論を参考にし、反壟断法の域外適用の透明性・安定性を確保するために、「即時的(直接的)、実質的かつ合理的に予見可能な効果」テストを採用するか否かということを確認にし、そして、もし採用すれば、競争当局の当テストに対する理解を説明する必要があると考えている。

日本と中国だけではなく、EU競争法の効果理論の受入は、あらゆる法域の競争法域外適用にとっても重要な意義がある。近時、管轄権衝突を解決す

るために、国際協力を強化するとともに、各国の競争政策の間の差を認めながら、各国共通の最低限の基準を設定する必要があるという主張は唱えられて⁽¹⁵¹⁾いる。その意味では、Intel 事件 ECJ 判決により、効果理論はもはやアメリカ一国に主導されたものではなく、競争法の域外適用における一種の国際的コンセンサスを得ているアプローチになっているとも捉えられる。したがって、競争法の域外適用経験が乏しい法域は、「制限化された効果理論」を前提として自法域の域外適用理論・アプローチを構築することは可能となっている。これは、国際礼让理論・国際協力協定の展開とともに、今後の世界共通（少なくとも各主要法域共通）の競争法の域外適用アプローチを構築する礎となると考えている。

最後に、「効果理論」がようやく EU 競争法域外適用の表舞台に出たことについて、筆者は、Pieter Huizing 弁護士の下記コメントを引用したい。

「欧州司法裁判所が、長い間に論争的なアプローチの適用を回避しつつ、各事件において欧州委員会の管轄権を認めたことができたのは、称賛すべきことであるかもしれない。しかし、筆者に言わせれば、法の安定性を確保する視点から見れば、こんなに長い時間なのに、欧州司法裁判所が EU 競争法の管轄権の限界を明確にすることができないのは、実に遺憾なことである。」⁽¹⁵²⁾

- (1) Peter Behrens, “The extraterritorial reach of EU competition law revisited: The “effects doctrine” before the ECJ”, Discussion Paper, Europa-Kolleg Hamburg, Institute for European Integration, No. 3/16 (2016) p.8.
- (2) ECJ judgment of 6 September 2017 in Intel Corp Inc v European Commission (C-413/14) EU:C:2017:632.
- (3) Pieter J.F. Huizing, “The ECJ finally accepts the qualified effects test: now was that so hard?” *E. C. L. R.* Vol 39 (1) (2018), pp.24-30.
- (4) M. Robert Kruihof, “The Application of The Common Market Anti-Trust Provisions to International Restraints of Trade” *C. M. L. R.* 2 (1) (1965), p.71.
- (5) W. Hug, “The Applicability of the Provisions of the European Community

Treaties against Restraints of Competition to Restraints of Competition Caused in Non-Member States but Affecting the Common Market”, *Cartel and Monopoly in Modern Law*, Frankfurt (1961), p.653.

(6) The Case of the S.S. “Lotus” (France v. Turkey)

本件の概要：1926年8月2日、フランス船Lotus号が公海上トルク船と衝突した。トルク船が沈没し、トルコ人乗組員と乗客8名が死亡した。Lotus号はその後目的地のコンスタンティノーブル港に寄港したが、トルコ警察はLotus号に乗船して船内調査を行い、同船のフランス人当直士官を故殺の容疑で逮捕した。トルコ司法当局は、本件についてトルクが管轄権あるとし、フランス人に有罪判決を下した。フランスは、トルコ当局には管轄権がないと抗議した。その後、1926年10月12日、本件がPCIJに付託されることとなった。PCIJはトルコによる管轄権の行使を認める判決を下した。

(7) *Twelfth General Report on the activities of the Community*

<https://publications.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/8243b8f9-0f98-4740-a4e9-2330ffa9369f>

(8) *Thirteenth General Report on the activities of the Community*

<https://publications.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/7d29fd65-36cc-4863-951f-9bfb9ee503cf>

(9) *Vith Report on competition policy*

http://ec.europa.eu/competition/publications/annual_report/ar_1976_en.pdf

(10) 小原喜雄 『国際的事業活動と国家管轄権』(有斐閣 1993) 129頁。

(11) *Nottebohm Case*, Liechtenstein v. Guatemala, *I. C. J. Reports* 1955, p.4.

(12) *Barcelona Traction, Light and Power Co. Case*, Belgium v. Spain, *I. C. J. Reports* 1970, p.3.

(13) Behrens 前掲注(1) 5頁。

(14) 山本草二、古川照美、松井芳郎 『国際法判例百選』(有斐閣 2001) 178頁。

(15) 松井芳郎等 『判例国際法』(東信堂 2006) 469頁。

(16) Behrens 前掲注(1) 6頁。

(17) F. A. Mann “The Doctrine of Jurisdiction in International Law”, 111 *R. C. A. D. I.* 1, (1964-I), p.104.

(18) Huizing 前掲注(3) 25頁。

(19) Kruithof 前掲注(4) 80頁。

- (20) 前掲注(6) 23頁。
- (21) 無論、脅迫などの例外も存在する。
- (22) Jennings, “Extraterritorial Jurisdiction in the United States Antitrust Laws”, 33 *B. Y. I. L.* (1957), p159.
- (23) Mann 前掲注(17) 99頁。
- (24) Mann 前掲注(17) 100頁。
- (25) Mann 前掲注(17) 86-87頁。(“The effect occurring within the country must be the fact which completes the offence; neither more nor less remote facts which could loosely be described as “effects” are sufficient. What the law considers relevant is, as a rule, the necessary legal effect, not the ulterior effect economically or socially.”)
- (26) F. A. Mann, “The Doctrine of Jurisdiction Revisited after Twenty Years”, 186 *R. C. A. D. I.* 9, (1984-III) p.26. (“Mere commercial effect … provides an insufficient link with the legislating State. The persons are outside its territory. The conduct takes place outside its territory. It would accordingly be unreasonable to expect foreign parties to adapt their conduct to the commercial interests of a State with which they have no legally relevant contact.”).
- (27) Amicus Curiae Brief by the European Commission on Behalf of the European Commission on Behalf of the European Union in Support of Neither Part in *Kiobel et al. v. Royal Dutch Petroleum et al.* note 20, at n.28.
- (28) Scott Joanne, “Extraterritoriality and Territorial Extension in EU Law” 62 *Am. J. Comp. L.* 87 (2014), p.112.
- (29) Joanne 前掲注(28) 125頁。
- (30) Joanne 前掲注(28) 90頁。
- (31) Joanne 前掲注(28) 115頁。
- (32) Judgment of the Court of 14 July 1972.
Imperial Chemical Industries Ltd. v Commission of the European Communities.
なお、本件を検討する邦語文献について、小原喜雄「国際染料カルテル事件の審判決における域外管轄権の問題点」(1)-(4)『ジュリスト』525-528(有斐閣 1973)、佐藤智恵「EC及びドイツ競争法の域外適用」『一橋法学』第25巻3号(2000) 76頁等を参照してください。

- (33) Grossfillex-Fillistorf, 1964 J.O. (58) 915, **3** *C. M. L. R.* (1964) p.237.
- (34) Beguelin Import Co. v. E. C. Comm., Case 22/71, *C. M. L. R.* (1972) p.81.
- (35) 根岸哲『独占禁止法の基本問題』神戸大学研究双書刊行会 (1990) 231頁。
- (36) M. Friend, “The long arm of Community law”, 14 *E. L. R.* (1989), p.169.
 (“[S] ince one of the parties to the agreement under consideration in that case was established in the Community, Béguelin cannot be regarded as a strict application of the “effects” doctrine.”)
- (37) F. A. Mann, “The Dyestuffs Case in the Court of Justice of the European Communities”, 22 *I. C. L. Q.* 35, 112 (1973), p.35.
- (38) 欧州司法裁判所を補佐し、案件に関し、完全に公平かつ独立の立場から、理由を付した意見を公判に提出する役職。AGの意見はECJを拘束せずその参考として機能する。
- (39) Opinion of AG Mayras, ECJ Case C-48/69 (ICI v. Commission), EU:C:1972:32, p.693.
- (40) 前掲注 (39) 694頁。
- (41) Mann 前掲注 (37) 46頁。
- (42) 前掲注 (32) ECJ, Dyestuffs, para.126-128. (“It appears from what has already been said that the increases at issue were put into effect within the Common Market and concerned competition between producers operating within it. Therefore the actions for which the fine at issue has been imposed constitute practices carried on directly within the Community”)
- (43) 前掲注 (32) para. 130.
- (44) 前掲注 (32) para. 131-132.
- (45) Paul L. C. Torremans, “Extraterritorial application of E. C. and U. S. competition law”, *European Law Review* 21 (4) (1996), p.283.
- (46) Behrens 前掲注 (1) 8頁。
- (47) Huizing 前掲注 (3) 26頁。
- (48) 越知保見『日米欧 独占禁止法』商事法務 (2005), 1096頁。
- (49) Cedric Ryngaert *Jurisdiction in International Law: United States and European Perspectives* (2007). p.210.
- (50) Ryngaert 前掲注 (49) 211頁。
- (51) Mann 前掲注 (37) 46頁。

- (52) Concerning Legal Consequences for States of the Continued Presence of South Africa in South West Africa [1971] *I. C. J. Reports*. 16. Advisory Opinion on Namibia.
- (53) Mann 前掲注 (37) 49頁。
- (54) Steindorff “Annotation on the Decision of the European Court in the Dyestuff Cases of July 14, 1972”, *C. M. L. R.* (1972), p.502, p.507.
- (55) Judgment of the Court of 21 February 1973.
Europemballage Corporation and Continental Can Company Inc. v Commission of the European Communities.
- (56) Judgment of the Court of 6 March 1974.
Istituto Chemioterapico Italiano S. p. A. and Commercial Solvents Corporation v Commission of the European Communities.
- (57) Judgment of the Court (Fifth Chamber) of 31 March 1993.
A. Åhlström Osakeyhtiö and others v. Commission, Case C-89/85
本件の邦語文献について、小原喜雄「木材パルプの輸出価格カルテルに対する EEC 競争法の域外適用〔上〕」『国際商事法務』（国際商事法研究所 1989）Vol.16 No.12、「木材パルプの輸出価格カルテルに対する EEC 競争法の域外適用〔下〕」（国際商事法研究所 1989）Vol.17 No.1等参照してください。
- (58) Opinion of Mr. Advocate General Darmon, reprinted at 4 *Common Mkt. Rep.* (CCH), para. 14,491 at 18,615.
- (59) Lange and Sandage, “The Woodpulp Decision and its implications for the scope of EC competition law”, 26 *C. M. L. R.* (1989), p.152.
- (60) A. Åhlström Osakeyhtiö and others v. Commission, Case C-89/85 etc., [1988] *E. C. R.* 5193.
- (61) Andrew N. Vollmer and John Byron Sandge, “WOOD PULP CASE” *The International Lawyer* Vol. 23, No. 3 (1989), p.721.
- (62) Wood Pulp, 27 0. J. Eua. Comm. (No. L 85/1) (1984).
- (63) Lange and Sandage 前掲注 (59) 159頁。
- (64) Torremans 前掲注 (43) 284頁。
- (65) Andrew N.Vollmer and John Byron Sandge 前掲注 (64) 724頁。
- (66) Andrew N.Vollmer and John Byron Sandge 前掲注 (64) 723頁。
- (67) 星 正彦「独占禁止法の域外適用：欧米における競争法の域外適用理論の進展

- と日本におけるその受容と新展開に関する一考察」一橋大学博士論文(2011), 98頁。
- (68) Torremans 前掲注(43) 286頁。
- (69) Ryngaert 前掲注(49) 216頁。
- (70) Ryngaert 前掲注(49) 217頁。
- (71) 同上。
- (72) 前掲注(57) para. 27.
- (73) M. Jeffrey, “The Implications of the Woodpulp Case for the European Communities”, 4 *Leiden J. Int’l L.* 75, 104-105 (1991).
- (74) 若林亜里砂「EU競争法の域外適用について」土田和博ほか『独占禁止法の国際的執行—グローバル時代の域外適用のあり方』(日本評論社、2012), 200頁。また、村上政博「EC競争法(EU)」(弘文堂、1995), 43-48頁。
- (75) J. H. J. Bourgeois, “EEC Control over International Mergers”, 10 *Yb. European Law* 1990, p.103, p.116 (1990);
I. VAN BAEL & J.-F. BELLIS, *Competition Law of the European Community*, 4th ed., The Hague, Kluwer Law International, 2005, p.160 (“that it is not likely that there will be many cases in which the effects doctrine is crucial in jurisdictional terms: in most cases, the economic entity doctrine or the implementation doctrine will be adequate to establish Community law jurisdiction”).
- (76) R. P. Alford, “The Extraterritorial Application of Antitrust Laws: The United States and European Community Approaches”, 33 *Va. J. Int’l L.* 1, (1992), p.43.
- (77) 85/206/EEC: Commission Decision of 19 December 1984 relating to a proceeding under Article 85 of the EEC Treaty (IV/26.870 - Aluminium imports from eastern Europe).
- (78) *Hartford Fire Insurance Co. v. California*, 509 U. S. 764 (1993).
- (79) *Timberlane Lumber Co. v. Bank of America* 549 F.2d 597 (1976).
- (80) 前掲注(60) 5244頁。
- (81) 星前掲注(67) 98頁。
- (82) *Case 60/81, I. B. M. v. Commission*, [1981] *E. C. R.*, p. 2639.
- (83) 星前掲注(67) 98頁脚注219参照。
- (84) たとえば、PVCカルテル事件決定(94/599/EC: Commission Decision of 27

July 1994 relating to a proceeding pursuant to Article 85 of the EC Treaty (IV/31.865 - PVC)、LdPE カルテル事件決定 (89/191/EEC: Commission Decision of 21 December 1988 relating to a proceeding pursuant to Article 85 of the EEC Treaty (IV/31.866, LdPE)) 等。

(85) 最初のバージョン：Council Regulation (EEC) No 4064/89 of 21 December 1989 on the control of concentrations between undertakings、最新のバージョン：Council Regulation (EC) No 139/2004 of 20 January 2004 on the control of concentrations between undertakings. なお、第1条1項、2項の金額基準が修正されていない。

(86) Gencor/Lonrho, M.619, OJ 1997 L11/30.

(87) Judgment of the Court of First Instance (Fifth Chamber, extended composition) of 25 March 1999.

Gencor Ltd v Commission of the European Communities, para. 87.

本件の邦語文献について、村上政博「EC 競争法の域外適用および企業結合規制における集会的支配—プラチナ事件 EC 第一審裁判所判決 (1999年3月25日) (上)」国際商事法務 27 (11), (国際商事法研究所 1999) 1282-1289頁、「EC 競争法の域外適用および企業結合規制における集会的支配—プラチナ事件 EC 第一審裁判所判決 (1999年3月25日) (下)」国際商事法務 27 (12), (国際商事法研究所 1999) 1410-1415頁等参照してください。

(88) 前掲注 (87) Para. 90.

(89) 前掲注 (87) Para. 93-95.

(90) 前掲注 (87) Para. 97-99.

(91) 前掲注 (87) Para. 100.

(92) Huizing 前掲注 (3) 28頁。

(93) Behrens 前掲注 (1) 12頁。

(94) Behrens 前掲注 (1) 12頁。また、A. Layton & A. M. Parry, “Extraterritorial jurisdiction – European Responses”, *Houston J. I. L.* (2004), p.309, p.322参照 (“It is not clear, though, whether the Court was speaking generally or whether it was referring to the application of the effects doctrine on the facts of the case.”)。

(95) 星前掲注 (67) 107頁。

(96) Ryngaert 前掲注 (49) 310頁。

- (97) たとえば、F. E. Gonzalez-Diaz, “Recent Developments in EC merger Control Law: The Gencor Judgment”, 22 (3) *W. Comp.* 3, (1999), p.10.
- (98) Ryngaert 前掲注(49) 312頁, 脚注1581参照。
- (99) Bourgeois 前掲注(75) 130-131頁。
- (100) 前掲注(87) para.105.
- (101) Y. Van Gerven & L. Hoet, “Gencor: Some Notes on Transnational Competition Law Issues”, 28 (2) *Legal Issues of Economic Integration* 195 (2001), pp.208-209. また、F. E. Gonzalez-Diaz 前掲注(97) 14頁参照。
- (102) *Guidelines on the effect on trade concept contained in Articles 81 and 82 of the Treaty*, OJ C 101, 27 April 2004, p. 93, para 100.
- (103) 星前掲注(67) 113頁。バンバール・アンド・ベリス法律事務所編『EC競争法』商事法務(2007) 16頁、財団法人比較法研究センター『競争法の国際的な執行に関する調査報告書』(2009) 12頁。また、Huizing 前掲(3) 26頁参照。
- (104) Huizing 前掲注(3) 26頁参照。たとえば、Commission decisions of 2 December 2010 in COMP/39.309 (LCD), para.238、9 November 2010 in COMP /39.258 (Airfreight), para.1035.
- (105) *InnoLux Corp v European Commission* (C-231/14 P) EU : C : 2015 : 451.
- (106) <http://www.jftc.go.jp/kokusai/kaigaiugoki/eu/2015EU/201509eu.html>
- (107) *Guidelines on the method of setting fines imposed pursuant to Article 23 (2) (a) of Regulation 1/2003* [2006] OJ C210/ 2 - 5.
- (108) 前掲注(107) 脚注6。
- (109) 前掲注(107) Pt. 6。
- (110) 前掲注(107) Pt. 18。
- (111) 星前掲注(67) 164頁。
- (112) Lukas Ritzenhoff, “Indirect Effect: Fine Calculation, Territorial Jurisdiction, and Double Jeopardy”, *E. C. L. R.*, 6 (10), (2015), p.692.
- (113) たとえば、European Commission, Decision of 13 July 1994, Relating to a Proceeding under Article 81 of the EC Treaty and Article 53 of the EEA Agreement, IV/C/33.833, Cartonboard [2004] OJL243/1; European Commission, Decision of 3 December 2003, Relating to a Proceeding under Article 81 of the EC Treaty and Article 53 of the EEA Agreement, C. 38. 359, Electrical and mechanical carbon and graphite products [2003] OJ L243/1, para. 292.

- (114) *Europa Carton v Commission* (T-304/94) [1998] *E. C. R.* II-869 at pp.127-128.
- (115) Marek Martyniszyn “How high (and far) can you go? On setting fines in cartel cases involving vertically-integrated undertakings and foreign sales” *E. C. L. R.* 37 (3), (2016), p.101.
- (116) Fernando Castillo de la Torre, “The 2006 Guidelines on Fines: Reflections on the Commission’s Practice”, *W. Comp.* 33 (3), (2010), p370.
- (117) Opinion of Mr Advocate General Wathelet in case *Guardian Industries Corp v European Commission* (C-580/12 P) EU:C:2014:272; [2015] 4 *C. M. L. R.* 5 para. 36.
- (118) Commission Decision COMP/39.309-LCD [2010], paras. 316, para. 327.
- (119) Lukas Ritzenhoff 前掲注(112) 692頁。
- (120) Lukas Ritzenhoff 前掲注(112) 693頁。
- (121) Opinion of Advocate General Wathelet in *InnoLux* [2015] 5 *C. M. L. R.* 13.
- (122) Judgment of the Court (Third Chamber) of 9 July 2015
InnoLux Corp. v European Commission
- (123) Lukas Ritzenhoff 前掲注(112) 694頁。
- (124) *Guardian Industries Corp v European Commission* (C-580/12 P) EU:C:2014:2363; [2015] 4 *C. M. L. R.* 5
- (125) 前掲注(122) para.73.
- (126) Lukas Ritzenhoff 前掲注(112) 695頁。
- (127) 前掲注(122) para.74.
- (128) Martyniszyn 前掲注(115) 104頁。
- (129) たとえば、Sunny S. H. Chan, “*InnoLux Corp v European Commission*: establishment of the effects doctrine in extra-territoriality of EU competition law?” *E. C. L. R.* 2015, 36 (11), pp.463-469.
- (130) Huizing 前掲注(3) 24頁。
- (131) 本件の詳細と実体要件をめぐる検討について、早川雄一郎「EUのIntel事件司法裁判所判決」『公正取引』No809, (2018) 78-86頁に参照してください。
- (132) Commission Decision of 13 May 2009 relating to a proceeding under Article 82 of the EC Treaty and Article 54 of the EEA Agreement (Case COMP/C-3/37.990 — Intel).

- (133) General Court judgment of 12 June 2014 in Intel Corp v European Commission (T-286/09) EU:T:2014:547; [2014] 5 C. M. L. R. 9 para. 236-244.
- (134) 前掲注 (133) para. 250-256.
- (135) 前掲注 (133) para. 305.
- (136) 前掲注 (133) para. 306.
- (137) 前掲注 (133) para. 321.
- (138) Opinion of Wahl in Intel EU:C:2016:788. para. 280.
- (139) 前掲注 (138) para. 292.
- (140) 前掲注 (138) para. 294-296.
- (141) 前掲注 (138) para. 312.
- (142) 前掲注 (138) para. 324.
- (143) Judgment of the Court (Grand Chamber) of 6 September 2017. Intel Corp. v European Commission. para. 45-49.
- (144) 前掲注 (143) para. 50-57.
- (145) 前掲注 (143) para. 63.
- (146) 前掲注 (143) para. 35.
- (147) この捉え方は、米2017年反トラスト法国際執行及び協力に係るガイドライン (Antitrust Guidelines for International Enforcement and Cooperation) の解釈と似ていることを留意されたい。
- (148) 土田和博「独占禁止法70周年—日本型競争法の特徴と課題」『公正取引』No. 801 (2017) 11頁。
- (149) たとえば、平成27年(行ケ)第37号サムスン・エスディーアイ(マレーシア)・ビーイーアールエイチエーディーによる審決取消請求事件では、東京高裁は効果理論に基づく検討せず、実行理論を援用して日本の本件に対する管轄権を認めた(同判決36頁参照)。
- (150) 第六届中国競争政策論壇在上海举行 《反垄断法》修訂研究工作正式啓動 「法制日報」2017年8月31日。
http://www.legaldaily.com.cn/index_article/content/2017-08/31/content_7303091.htm?node=5955
- (151) 同上
- (152) Huizing 前掲注 (3) 29頁。

